

# 江戸川清掃工場建替工事の概要

令和 2 年 9 月

東京二十三区清掃一部事務組合

- 1 件 名 江戸川清掃工場建替工事
- 2 目 的 江戸川清掃工場の建替事業は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型ごみ処理システムを構築するための施設整備の一環として、既存の江戸川清掃工場の建替えを行う。
- 3 工事場所 東京都江戸川区江戸川二丁目10番地
- 4 敷地面積 約28,000m<sup>2</sup>
- 5 契約の相手方 日立造船・竹中特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額 ¥53,130,000,000－  
(うち消費税相当額 ¥4,830,000,000－)
- 7 工 期 令和2年9月30日から令和9年5月31日まで

建替工事工程



- 8 基本方針
  - (1) 基本コンセプト
    - 水とみどりに調和した、地域にやさしい清掃工場
  - (2) 施設計画方針
    - ア 水とみどりの調和
    - イ 環境との共生
    - ウ エネルギーの有効活用
    - エ 施設の強靱化

9 建築計画

施設区分	現工場	新工場
敷地地盤(GL)	A.P. +2.5m	A.P. +4.1m
工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下2階 地上5階 高さ:28m 深さ:18m 建築面積:約 9,500 m <sup>2</sup> 延床面積:約 21,700 m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下3階 地上5階 高さ:26.4m 深さ:約 23m 建築面積:約 13,000 m <sup>2</sup> 延床面積:約 31,200 m <sup>2</sup>
付属施設	計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	外筒:鉄筋コンクリート造 内筒:鋼製 高さ:約 150m	外筒:鉄筋コンクリート造 内筒:ステンレス製 高さ:約 150m

10 プラント計画

	現工場	新工場
施設規模	全連続燃焼式火格子焼却炉 600トン/日 (300トン/日・炉×2基)	全連続燃焼式火格子焼却炉 600トン/日 (300トン/日・炉×2基)
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等	ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等
発電能力	12,300kW	約 21,000kW
余熱利用	江戸川区施設(くつろぎの家)へ温水熱供給	江戸川区施設へ温水熱供給

11 環境保全

(1) 大気汚染防止

排ガス条件

	現工場	新工場
ばいじん	0.02g/m <sup>3</sup> N以下	0.01g/m <sup>3</sup> N以下
硫黄酸化物	20ppm以下	10ppm以下
窒素酸化物	70ppm以下	50ppm以下
塩化水素	15ppm以下	10ppm以下
水銀	50 μg/m <sup>3</sup> N以下	30 μg/m <sup>3</sup> N以下
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下

注)酸素濃度12%換算値

(2) 水質汚濁防止

施設排水は、下水道法による排除基準に適合させ公共下水道へ放流する。

(3) 騒音・振動防止

施設の騒音・振動発生機器等は極力屋内に配置し、防音・防振対策を行う。

(4) 臭気対策

ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として使用し、熱分解により臭気を取り除くほか、エアカーテン、自動扉、脱臭設備等により臭気対策を行う。

清掃車等は、自動洗車装置により洗浄を行う。

12 解体計画

既存建築物(工場棟、煙突、付属施設)を解体・撤去する。また、工場棟は全て覆い、地上部及び地下部の解体を行う。

全覆いテント設置例(目黒清掃工場建替工事)



解体前



テント設置

13 建設計画

(1) 建築物

建築物の外観意匠は、施設計画方針である「水とみどりの調和」及び「環境との共生」の実現のため、近接する旧江戸川の河川景観と一体になるデザインとする。また、工場棟については周辺地盤からその高さを既存のものと同程度とし、屋根全体をアーチ状に見えるデザインとすることで圧迫感を軽減する。

(2) 煙突

外筒は、周辺環境と調和するよう、江戸川区景観計画に記されている景観形成基準に基づいた色彩計画とする。

(3) 災害対策

最大浸水位を考慮した清掃工場とし、浸水時においても工場としての機能を維持する。方法として、盛土や浸水防止設備を設ける。また、非常用発電装置は、焼却炉1炉の立上げを可能とする。

(4) 緑化計画

「水とみどりに調和した、地域にやさしい清掃工場」の基本コンセプトに

合わせ、適切な緑化計画をする。また、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」及び「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」等に準じて緩衝緑地を含めた計画敷地外構の緑化、屋上緑化及び壁面緑化を行う。

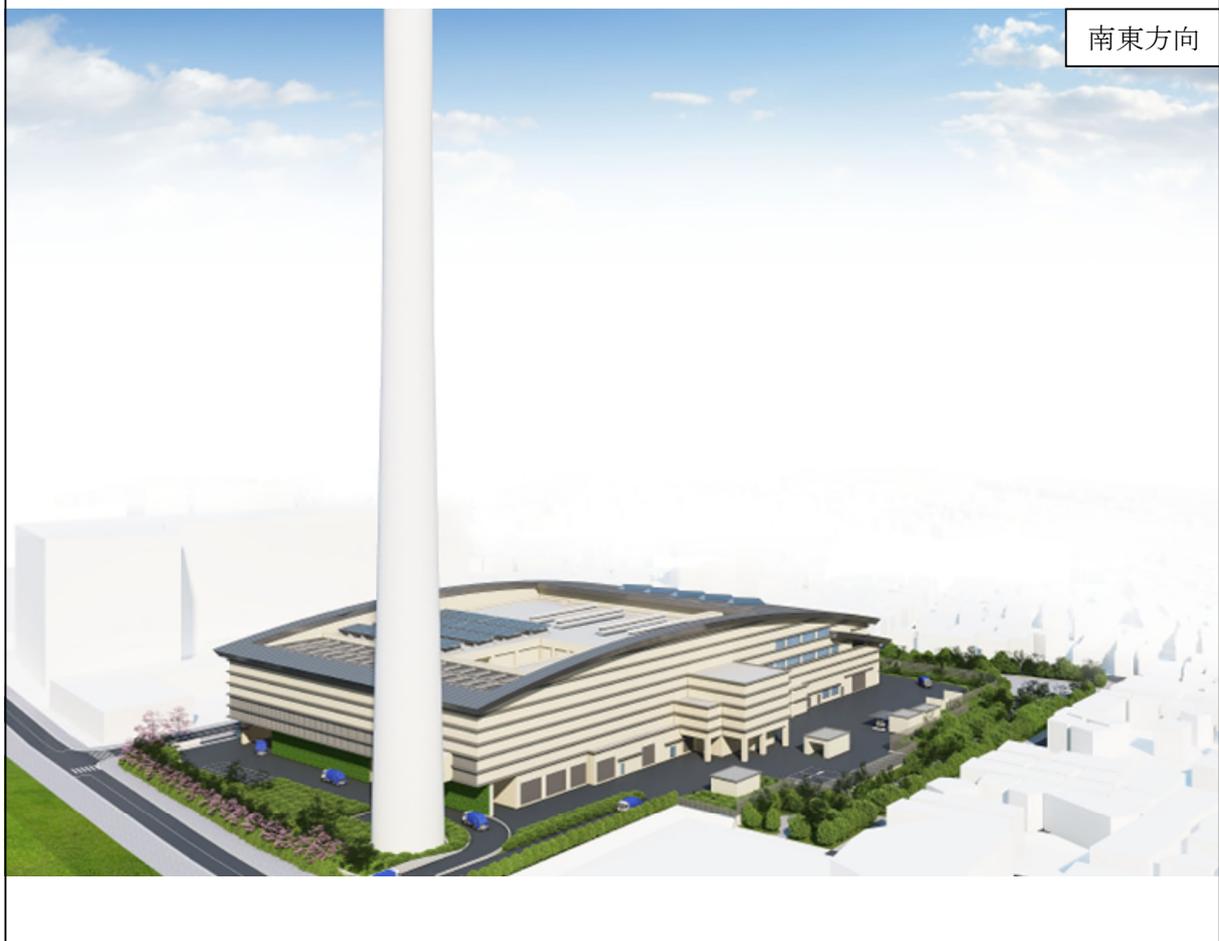


图-1 完成予想図

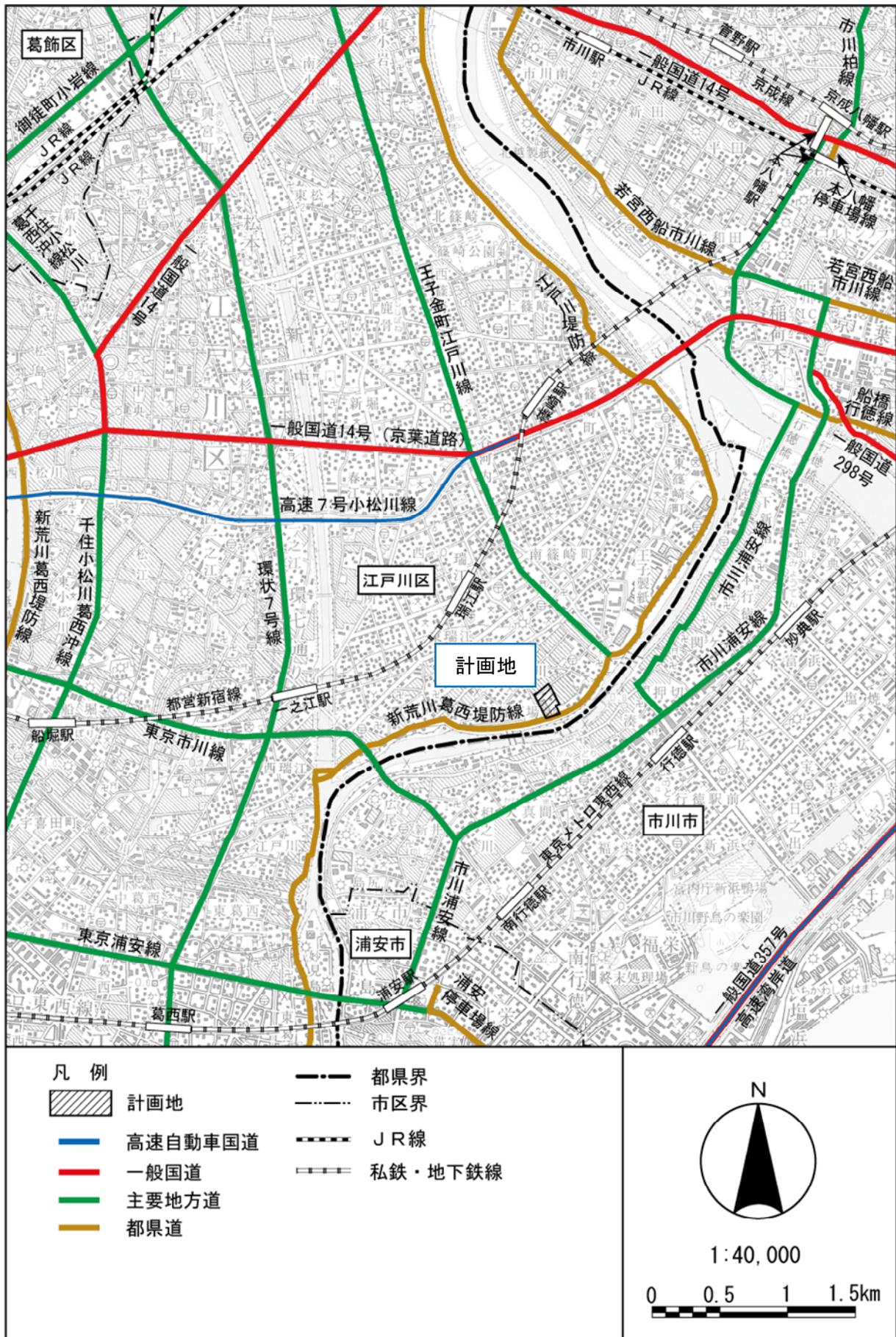


図-2 周辺状況図

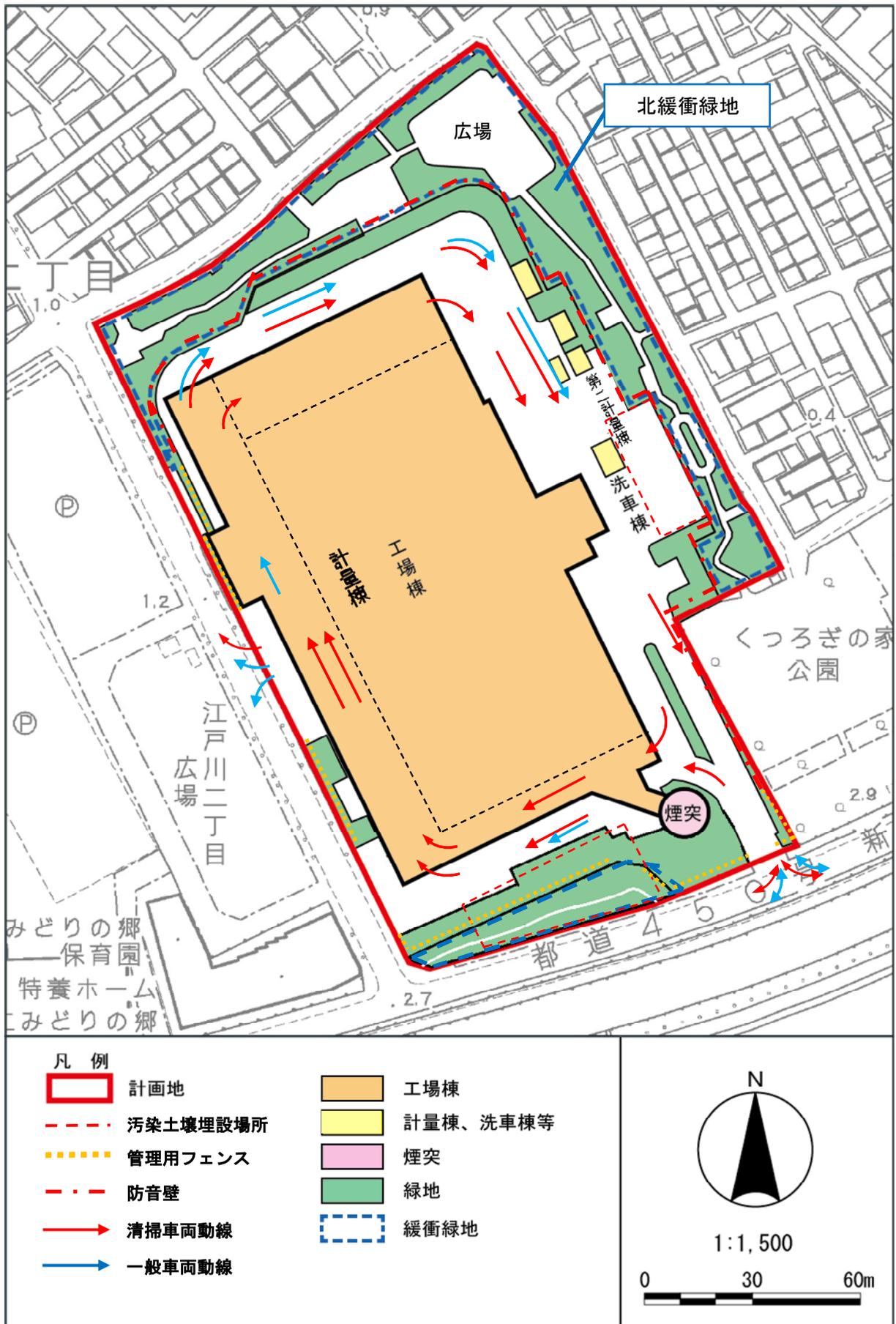


図-3 施設配置計画図

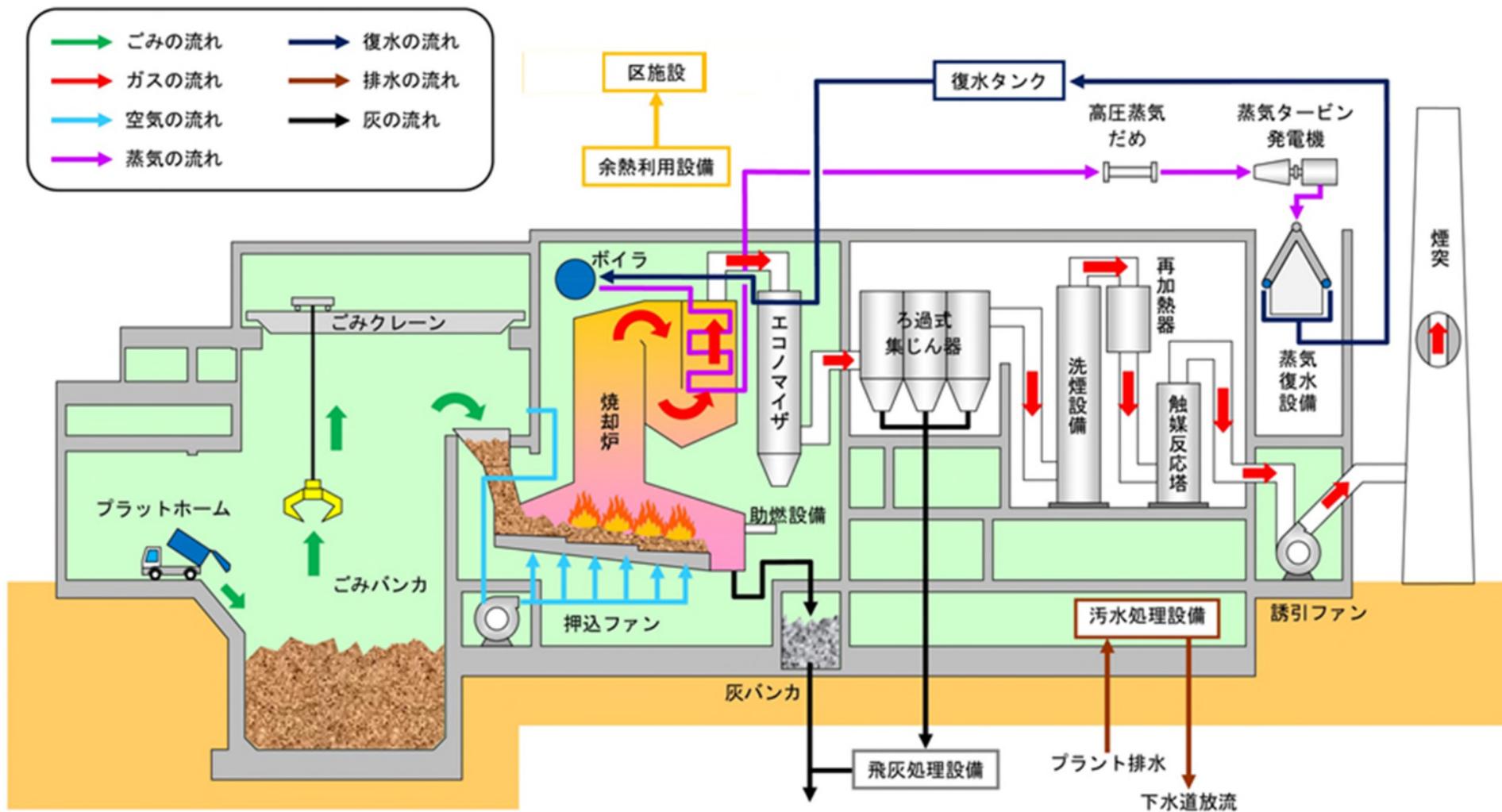


図-4 全体フロー(模式図)